

総合通信基盤局

Telecommunications Bureau

総合通信基盤局

総務課

電気通信事業部

事業政策課

料金サービス課

データ通信課

電気通信技術

システム課

安全・信頼性対策課

基盤整備促進課

利用環境課

電波部

電波政策課

基幹・衛星移動

通信課

移動通信課

電波環境課

Mission

総合通信基盤局は、ありとあらゆる主体が情報通信を活用する上で前提となる次のようなルール策定や環境整備を行うことにより、我が国の情報通信が安心安全かつ確実に機能するための仕組みづくりを担っています。

- ・デジタル基盤の整備
- ・電気通信市場における公正な競争の促進
- ・安心・安全なICT利用環境の整備
- ・電波の有効利用の促進や利用環境の整備

デジタル基盤の整備

総務省では、政府が掲げる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(2022年3月策定、2023年4月改訂)に基づき、デジタル基盤の整備を推進しています。

具体的には、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率を99.9%とするために、離島等における整備を推進するとともに、2030年度末までに5Gの人口カバー率を99%、5G等の道路カバー率を99%とすることを目指して、携帯電話用基地局のエリア整備を推進します。光ファイバ、5G等のデジタル基盤の整備に当たって、総務省が事務局となり、自治体、通信事業者等で構成される「地域協議会」を開催しており、今後も地域の声に耳を傾けながら取組を進めます。

また、データセンターの拠点整備を促進するほか、国際海底ケーブルの多ルート化に向けて陸揚局の分散立地や国際海底ケーブルの分岐支線の整備に対する支援を行い、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化を促進します。

さらに、離島、海上、山間部等の効率的なカバーや地上系ネットワークの冗長性の確保に有用な、HAPS(High Altitude Platform Station)や衛星通信システムといった非地上系ネットワーク(NTN)の早期国内展開にも取り組んでいきます。

電気通信市場における公正な競争の促進

近年、我が国の電気通信市場においては、携帯電話やブロードバンドの普及、移動系通信事業者を主としたグループ単位での競争の進展等の大きな環境変化が起きており、そうした環境変化も踏まえ、公正な競争環境を引き続き確保していくための制度整備等が一層重要になってきています。総務省では、電気通信事業者によって多種多様な電気通信サービスが低廉な料金で提供されるよう、電気通信市場における公正な競争環境の整備に取り組んでいます。

安心・安全なICT利用環境の整備

電気通信サービスの高度化・多様化により、多くの利用者に利便性の向上や選択肢の増加がもたらされる一方で、利用者との間の情報格差や事業者の不適切な勧誘などにより、トラブルも発生しています。総務省では、消費者トラブルを防止し、安心して通信サービスを利用できる環境を整備するため、消費者保護ルールを策定し、累次にわたり規律を強化するとともに、事業者の取組状況についてモニタリングを実施しています。

近年では、検索サービスやSNSなどのプラットフォームサービスを提供する事業者による利用者に関する情報の取得・管理等に対する利用者の不安が高まっています。これを踏まえ、ICTサービスの利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の整備などを内容とする改正電気通信事業法が2023年6月に施行されました。その後、大規模な電気通信事業者に対して、利用者情報の取扱いに関する社内ルールの届出や取扱方針の公表、取扱状況の自己評価等を義務付ける特定利用者情報規律については、2023年12月に対象事業者を指定し、2024年1月から適用が開始されました。

また、総務省では、電気通信事業者の通信設備の停電対策や通信回線の冗長化などを制度化するとともに、具体的な対策方法を情報通信ネットワーク安全・信頼性基準において規定するなど、自然災害時などに通信を途絶させないための施策に取り組んでいます。

電波の有効利用の推進

電波は、携帯電話、無線LAN、業務用無線など国民生活に不可欠なサービスに幅広く利用されている国民共有の資源です。総務省では、その電波を有効に活用することで、その便益が広く国民に及び、我が国の社会経済を活性化できるよう、周波数の適切な割当て、国際的な周波数調整、電波の有効利用に資する研究開発の推進、新たな電波利用ニーズに対応するための環境整備等の各種施策に取り組んでいます。

【第5世代移動通信システム(5G)の普及・促進】

前述の「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」において、5Gの人口カバー率を2023年度末までに95%、2030年度末までに99%にする等の整備目標を掲げ、5Gインフラ整備の加速化に取り組んできました。その結果、2022年度末時点の5Gの人口カバー率は96.6%となり、目標を前倒して達成するなど、5Gインフラの整備を早期に進めることができています。

さらに、「5Gならでは」の携帯電話サービスをより多くの利用者が実感できるよう、サブ6やミリ波といった高い周波数帯や、SAといった新技術について、新たな整備目標を設定し、インフラ整備を後押ししています。また、今後の携帯電話のトラフィックの急増に対応するため、4.9GHz帯などの新たな周波数を5Gに割り当てるための検討を行うなど、5Gの

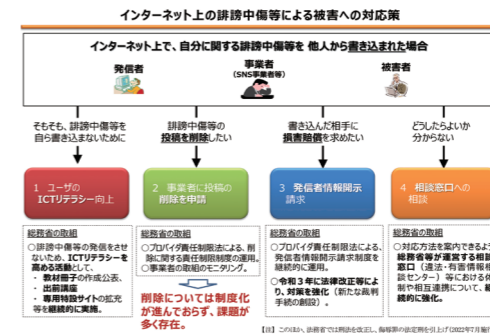
Topic

インターネット上の違法・有害情報への対策

インターネットの存在により、膨大な量の情報が世界中を高速で飛び交い、人々が自由かつ簡便に意思疎通を図ることができるようになりました。これにより、私たちの生活に大きな便益がもたらされたものの、誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通も増加し、大きな社会問題となっています。

総務省では、インターネット上の違法・有害情報への対策として、①ユーザのICTリテラシーの向上、②プラットフォーム事業者による投稿の削除等の透明性向上、③発信者情報開示に関する取組、④相談対応の充実の4つの柱を立てた上で、各取組を推進してきました。特に、③発信者情報開示に関する取組については、令和3年にプロバイダ責任制限法を改正し、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設する等、対策の強化を行ってきたところです。

しかしながら、インターネット上の違法・有害情報の流通状況は、依然として高止まりの状態が続いています。違法・有害情報相談センター(総務省事業)に令和4年度に寄せられた違法・有害情報に関する相談件数は5,745件に上っており、被害者からは



情報流通プラットフォーム対処法(プロバイダ責任制限法の一部改正)の概要

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける。

改正事項

大規模プラットフォーム事業者^{※1}に対して、以下の措置を義務づける。

- ① **対応の迅速化** (権利侵害情報)
 - ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
 - ・ 削除申出への対応体制の整備 (十分な知識経験を有する者の選任等)
 - ・ 削除申出に対する判断・通知 (原則、一定期間内)
- ② **運用状況の透明化**
 - ・ 削除基準の策定・公表 (運用状況の公表を含む)
 - ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律^{※2}の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対応に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法)に改める。

※1 大規模プラットフォーム事業者とは、特定の国境を越えて、権利侵害が発生するおそれのあるサービスを提供する事業者を指す。

※2 特定電気通信事業者とは、特定電気通信事業者の地位及び電気通信設備の提供に関する法律(プロバイダ責任制限法)に規定する事業者を指す。

施行期日 公布の日(令和6年5月17日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日